

年度末に日曜窓口を開設します

総務課 ☎64-7712

年度替わりは、引っ越しなどで届出や手続きが多くなる時期です。そこで役場では、日曜窓口を開設します。転入・転出・転居の手続きなどをする人は、ご利用ください。

ただし、取り扱う内容によっては、お受けできない場合や再度来庁していただくこともありますので、事前にお問い合わせください。業務内容は次のとおりです。

開設日時 ▶▶ 3月31日（日）午前9時～午後5時まで

| 担当課 | 業務内容 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民課 戸籍係・住民係 ☎64-7701 | ○転入・転出・転居届、印鑑登録の受け付け ○住民票の写し（広域交付住民票は除く）、印鑑登録証明書の発行 ○戸籍の全部・個人事項証明書などの発行、戸籍に関する届出書の預かり ○マイナンバーカードの交付 |

※パスポート業務は行いません。

※マイナンバーの通知カードが届いていない人は、受け取りに来てください。受け取りに必要な書類については住民課へお問い合わせください。

4月7日（日）は県議会議員選挙です

選挙管理委員会（総務課内） ☎64-7712

任期満了にともなう県議会議員選挙を行います

| | | | | | |
|-----|----------|-----|---------|----|-----------|
| 告示日 | 3月29日（金） | 投票日 | 4月7日（日） | 時間 | 午前7時～午後8時 |
|-----|----------|-----|---------|----|-----------|

投票できる人 平成13年4月8日以前に生まれた人で、平成30年12月28日以前から引き続き

玉村町の住民基本台帳に記載されている人が対象です。

※投票日前日までに県外に転出した人は投票できません。

※選挙人名簿に登録されている人で、投票できる人には入場券を郵送します。

なお、入場券の発送は告示日【3月29日（金）】以降となります。

期日前投票 投票日に投票に行けない人は、事前に期日前投票ができます。

期間 3月30日（土）～4月6日（土）

時間 午前8時30分～午後8時 場所 役場1階ロビー

※投票所入場券をお持ちください。投票の際は、入場券裏面の宣誓書にご記入をお願いします。（入場券がなくとも、本人と確認できるものがあれば投票できます）



不在者投票 次のとおり不在者投票の制度があります。

①旅行や仕事などのため投票期間中に玉村町で投票できない人……滞在地での不在者投票

②重度障害など一定の要件に該当する人……郵便による不在者投票

③指定病院などに入院・入所している人……各施設での不在者投票

それぞれ手続き方法や要件などが異なります。詳細は選挙管理委員会（③は各施設）にお問い合わせください。また、①、②については郵送による手続きに日数を要します。早めの手続きが必要となりますので、ご注意ください。

投開票速報 町ホームページでお知らせします。（<http://www.town.tamamura.lg.jp/>）